

判決年月日	平成 2 1 年 2 月 2 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 0 年（行ケ）第 1 0 3 0 9 号		
○ 他人の名称を含む商標については，他人の承諾を得ているものを除いては， 商標法 4 条 1 項 8 号に該当し，商標登録を受けることができないというべきであって，出願人と他人との間で事業内容が競合するかとか，いずれが著名あるいは周知であるといったことは，考慮する必要がないというべきである			

（関連条文） 商標法 4 条 1 項 8 号

原告は，「株式会社オプト（標準文字）」（本願商標）につき，商標登録出願をしたが，拒絶査定を受けたので，不服の審判請求をしたが，特許庁は，請求不成立の審決をした。そこで，原告がその審決の取消しを求めた事案である。

争点は，商標法 4 条 1 項 8 号の適用に当たって，商号からなる商標が，文言上「他人の氏名，名称からなる」商標に該当するとしても，他人の人格的利益が毀損されるおそれがないことが明らかな場合，「他人の人格的利益」の保護の必要性に比して「出願人の商標登録の利益」が著しく高い場合には，商標法 4 条 1 項 8 号に該当しないと判断されるかどうかである。

本判決は，次のとおり判断して，原告の請求を棄却した。

「商標法 4 条 1 項 8 号は，『他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号，芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標（その他人の承諾を得ているものを除く。）』については，商標登録を受けることができない旨を規定する。このように，商標法 4 条 1 項 8 号は，他人の名称を含む商標については，他人の承諾を得ているものを除いては，商標登録を受けることができないと規定しており，それ以上に何らの要件も規定していない。

そして，商標法 4 条 1 項 8 号の趣旨については，次のように解される。すなわち，商標法 4 条 1 項は，商標登録を受けることができない商標を各号で列記しているが，需要者の間に広く認識されている商標との関係で商品又は役務の出所の混同の防止を図ろうとする同項 1 0 号，1 5 号等の規定とは別に，8 号の規定が定められていることからすると，8 号が，他人の肖像又は他人の氏名，名称，著名な略称等を含む商標は，その他人の承諾を得ているものを除き，商標登録を受けることができないと規定した趣旨は，人（法人等の団体を含む。）の肖像，氏名，名称等に対する人格的利益を保護することにあると解されるのであって，商品又は役務の出所の混同の防止を図る規定であるとは解されない（最高裁平成 1 5 年（行ヒ）第 2 6 5 号平成 1 6 年 6 月 8 日第三小法廷判決・判例時報 1 8 6 7 号 1 0 8 頁，最高裁平成 1 6 年（行ヒ）第 3 4 3 号平成 1 7 年 7 月 2 2 日第二小法廷判決・判例時報 1 9 0 8 号 1 6 4 頁参照）。したがって，ある名称を有する他人にとって，そ

の名称を同人の承諾なく商標登録されることは、同人の人格的利益を害されることになるものと考えられるのであり、この場合、出願人と他人との間で事業内容が競合するかとか、いずれが著名あるいは周知であるといったことは、考慮する必要がないことになる。

さらに、具体的な株式会社の商号（例えば「株式会社オプト」）から株式会社の文字を除いた部分（例えば「オプト」）は、商標法4条1項8号にいう「他人の名称の略称」に当たる（最高裁昭和57年（行ツ）第15号昭和57年11月12日第二小法廷判決・民集36巻11号2233頁参照）。したがって、それが著名なものでない限り、他人の株式会社なる文字を除いた部分と同一の名称の商標登録を受けることは、商標法4条1項8号によって妨げられることはない。

以上のような諸点を考慮すると、他人の名称を含む商標については、他人の承諾を得ているものを除いては、商標登録を受けることができないというべきであって、出願人と他人との間で事業内容が競合するかとか、いずれが著名あるいは周知であるといったことは、考慮する必要がないというべきである。」